

## 参議院議員通常選挙における合区の解消及び 憲法における地方自治規定の充実に関する緊急提言

日本国憲法が昭和 21 年 11 月 3 日に公布されて以来、今日に至るまでの 70 年間、二院制を探る我が国において、参議院は一貫して都道府県単位で代表を選出し、地方の声を国政に届ける役割を果たしてきた。

昨年の第 24 回参議院議員通常選挙において憲政史上初の合区による選挙が実施されたが、意思形成を図る上での都道府県が果たしてきた役割を考えたときに、都道府県ごとに集約された意思が参議院を通じて国政に届けられなくなるのは非常に問題である。

また、投票率の低下や選挙区において自県を代表する議員が出せないことなど、合区を起因とした弊害が顕在化しており、全国知事会をはじめ「地方六団体」全てが、合区解消に関する決議を行うなど、その声は「地方の総意」となっている。

そもそも、この「合区問題」を突き詰めれば、憲法第 8 章の地方自治規定が「わずか 4 条」であり、「地方自治の本旨」の表現が抽象的といった課題に行き当たる。

この国の在り方を考えていく上で、今、我が国が直面している「急激な人口減少」や「東京一極集中」といった喫緊の課題に対する多様な地方の意見が、国政に届く仕組みが憲法で保障され、しっかりと反映される必要があるため、以下の事項を提言する。

### 記

- 1 合区による選挙はあくまで緊急避難措置として、公職選挙法の附則にも、抜本的な見直しが規定されており、次回の参議院議員通常選挙には間に合うよう合区を早急に解消させること。
- 2 「地方自治の本旨の明確化」や「地方自治に関する規定の具体化」、国政へ地方の意見を反映するための「参議院の在り方」について、憲法改正を含む議論をさらに深めること。

平成 29 年 6 月 6 日

### 四国知事会

常任世話人	香川県知事	浜田 恵造
	徳島県知事	飯泉 嘉門
	愛媛県知事	中村 時広
	高知県知事	尾崎 正直

## 「憲法と地方自治研究会」報告書概要

国政へ地方の多様な意見を反映させるための「合区問題の解消」について、憲法改正などの処方箋を取りまとめるとともに、「地方自治の本旨」を明確化するなど、地方自治に関する憲法規定の具体案を提示した。

### 1. 憲法を巡る課題について

#### 地方自治の基本原則 (5P)

主権者（国民＝住民）は、国レベルのことは国に、地方レベルのことは地方に、その権能を直接負託しているとの考え方立ち、「住民自治」「団体自治」「国と地方の適切な役割分担」について規定する必要がある。

#### 参議院における地域代表制（合区解消に向けた処方箋）(6～22P)

- ①憲法改正により、参議院における地域代表制を明記する。
- ②公職選挙法の改正により一票の較差の是正を図る。
- ③現行法（国会法）を改正し、参議院における都道府県代表制を法定化する。

### 2. 具体的な憲法改正の条文等について

- ・ 「地方自治の本旨」の明確化と、それに伴う「立法権」「財政権」「国と地方の関係」について、憲法改正における具体的な規定を提起。
- ・ 参議院を「地方の府」とする憲法改正等をはじめとした、合区解消の具体的な規定を提起。

#### 改正草案 前文

#### 改正草案 92条

(29～31P)

【改正趣旨】・地方自治の本旨の明確化 ・国と地方の適切な役割分担

#### （改正草案 92条）

- 1 地方公共団体は、基礎的な地方公共団体と、これを包括する広域的な地方公共団体及びその他法律で定める特別の地方公共団体とする。
- 2 地方公共団体は、その地域の住民の発意に基づき、住民の日常生活に関連する公共的事務について処理する固有の権能を有する。
- 3 国は、原則として、国家の存立に関する役割及び全国的な視点を必要とする政策、その他国が果たすべき役割を担うものとし、国と地方公共団体との間で、適切な役割分担を図るものとする。

改正草案 93 条 (32P)

【改正趣旨】・地方公共団体の機関、直接選挙

(改正草案 93 条) 改正せず (現行規定)

- 1 地方公共団体には、法律の定めるところにより、その議事機関として議会を設置する。
- 2 地方公共団体の長、その議会の議員及び法律の定めるその他の吏員は、その地方公共団体の住民が、直接これを選挙する。

改正草案 94 条 (33P)

【改正趣旨】・地方公共団体の立法権

(改正草案 94 条)

- 1 地方公共団体は、その財産を管理し、事務を処理し、及び行政を執行する機能を有し、法律の範囲内で条例を制定することができる。
- 2 国会が前項の法律を定めるにあたっては、第 92 条の趣旨を尊重しなければならない。

改正草案 95 条 (33~34P)

【改正趣旨】・地方公共団体の財政権

(改正草案 95 条)

- 1 地方公共団体は、その運営に必要な財政を処理する権限を有し、固有の財源として、その地域において、条例に基づき、税を課し、徴収することができる。
- 2 国は、地方公共団体が、その果たすべき役割を遂行するために、適切な財源を配分しなければならない。
- 3 国は、地方公共団体に財政上の支出をするにあたっては、その支出の基準を法律によって定め、第 92 条の趣旨に反する条件を付してはならない。
- 4 地方公共団体は、自らの財政権に基づく歳入・歳出の決算について、地方公共団体が設置する独立の検査機関による検査を受けなければならない。

**改正草案 96 条** (35~36P)

**【改正趣旨】**・国と地方の協議の場の明記  
・地方自治への関与に対する司法的救済権

(改正草案 96 条)

- 1 国は、法律の定めるところにより、地方自治に影響を及ぼす国の政策の企画及び立案にあたって、地方公共団体を代表する機関との協議の場を設置しなければならない。
- 2 地方公共団体は、国及びその他の地方公共団体からの、法律、命令、規則、条例、その他の関与について、裁判所による裁判を受ける権利を有する。
- 3 特定の地方公共団体のみに適用される特別法は、法律の定めるところにより、その地方公共団体の住民の投票においてその過半数の同意を得なければ、国会は、これを制定することができない。

**改正草案 43 条** (37~39P)

**【改正趣旨】**参議院の「地方の府」としての具体的な位置づけ

(改正草案 43 条)

- 1 衆議院は、全国民を代表する選挙された議員で組織する。

**【案 1】**

- 2 参議院は、広域的な地方公共団体の区域ごとに、住民を代表する選挙された議員及び全国民を代表する選挙された議員で組織する。

**【案 2】**

- 2 参議院は、広域的な地方公共団体の区域ごとに、住民を代表する選挙された議員で組織する。

- 3 両議院の議員の定数は、法律でこれを定める。

※合区解消に向けた憲法改正以外の具体的な手法についても併せて提起

## 参議院選挙における合区の解消に関する決議

日本国憲法が昭和 21 年 11 月 3 日に公布されて以来、今日に至るまでの 70 年間、二院制を採る我が国において、参議院は一貫して都道府県単位で代表を選出し、地方の声を国政に届ける役割を果たしてきた。

去る 7 月 10 日に憲政史上初の合区による選挙が実施されたが、意思形成を図る上での都道府県が果たしてきた役割を考えたときに、都道府県ごとに集約された意思が参議院を通じて国政に届けられなくなるのは非常に問題である。

また、投票率の低下や選挙区において自県を代表する議員が出せないことなど、合区を起因とした弊害が顕在化しており、合区解消を求める声が大きなものとなっている。

我が国が直面する急激な人口減少問題をはじめ、この国のあり方を考えていく上でも、多様な地方の意見が、国政の中で、しっかりと反映される必要がある。

今回の合区による選挙はあくまで緊急避難措置として、公職選挙法の附則において、抜本的な見直しが規定されていることもあり、合区を早急に解消させる対応が図られるよう求める。また、同時に将来を見据え、最高裁の判例を踏まえ憲法改正についても議論すべきと考える。

なお、この決議に対しては、一部反対意見（大阪府）及び慎重意見（愛知県）があったことを申し添える。

平成 28 年 7 月 29 日

全国知事会

## 「参議院選挙における合区の解消に関する決議」に至った経緯

- 平成27年7月24日 改正公職選挙法案(参議院)提出
- 平成27年7月24日 参議院選挙制度改革(合区案)に関する懸念表明  
(緊急アピール)
- 平成27年7月28日 改正公職選挙法成立
- 平成27年7月28日～29日 全国知事会議【岡山県】
- 平成27年10月27日 第1回 憲法と地方自治研究会
  - 第2回 平成28年1月22日
  - 第3回 平成28年3月4日
  - 第4回 平成28年3月27日
  - 第5回 平成28年7月1日
  - 第6回 平成28年10月13日
- 平成28年3月 憲法と地方自治研究会 中間報告
- 平成28年7月10日 参議院通常選挙実施
- 平成28年7月28日～29日 全国知事会議【福岡県】
  - ・「参議院選挙における合区の解消に関する決議」を採択